

魚津市告示第225号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条第2項第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、魚津市会計規則（平成29年規則第3号）第18条第2項の規定により告示する。

令和3年12月15日

魚津市長 村椿 晃

- 1 指定代理納付者の氏名及び住所
LINE Pay株式会社 代表取締役 前田貴司
東京都品川区西品川1丁目1番1号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
市民課及び税務課に係る証明書等の交付手数料
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和3年12月20日から令和4年3月31日まで
- 4 指定代理納付者に納付させる方法
スマートフォンアプリ等を介したキャッシュレス決済サービス利用による収納